

寄 附 行 為

財団法人 過疎地域問題調査会

財団法人過疎地域問題調査会寄附行為

[昭和45年8月27日 認可]
[昭和52年11月1日 一部変更]
[昭和55年6月24日 一部変更]
[昭和59年7月10日 一部変更]
[平成2年6月6日 一部変更]
[平成6年4月14日 一部変更]
[平成9年7月25日 一部変更]
[平成23年7月4日 一部変更]

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人過疎地域問題調査会（以下「調査会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 調査会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 調査会は、過疎地域問題について、経済的、社会的、行政的な調査、研究を行うことによって、過疎地域における産業、経済の開発振興と地域住民の生活、文化の安定、向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 調査会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査研究を行う。

- 一 交通施設、通信施設等の整備に関する事項
- 二 教育、厚生及び文化に関する施設の整備並びに医療の確保に関する事項
- 三 産業基盤施設の整備、農林漁業経営の近代化、企業の導入及び観光の開発に関する事項
- 四 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成に関する事項
- 五 その他必要な事項

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 調査会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 別記財産目録に記載された財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄附金品

五 その他の収入

(資産の種類)

第6条 調査会の資産は、基本財産及び通常財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- 一 別記財産目録のうち基本財産として記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会の議決を経て、かつ、主務大臣の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

4 通常財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 調査会の資産は、理事会の議決に基づいて理事長が管理する。

2 調査会の資産のうち、現金は、銀行若しくは郵便官署に預け入れ、又は公債証券その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 調査会の経費は、通常財産をもって支弁する。

(剰余金)

第9条 会計年度末に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、若しくは翌年度に繰り越すものとする。

(予算及び決算)

第10条 調査会の予算は、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て定め、決算は、毎会計年度終了後3月以内に、その年度末現在の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 調査会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員及び職員

(役員)

第12条 調査会に、次の役員を置く。

- 一 理事 5人以上9人以内（うち一人を理事長とする。）
- 二 監事 2人以内

(理事)

第13条 理事は、評議員会において選任する。

2 理事は、調査会に関する業務を執行する。

(理事長)

第14条 理事長は、理事が互選する。

2 理事長は、調査会を代表し、会務を総理する。

(専務理事)

第15条 理事長は、理事のうち一人を専務理事とすることができる。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(監事)

第16条 監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第17条の2 調査会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会に諮って、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応ずる。

(事務局)

第18条 調査会の業務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

(職員の任免等)

第19条 職員は、理事長が任免する。

2 職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件については、理事長が定める。

第5章 理事会

(理事会)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この寄附行為に規定する事項のほか、次の事項について議決する。

一 事業計画

二 予算

三 決算の承認

四 基本財産の変更及び処分

五 その他理事長が必要と認めて付議した事項

3 理事会は、前項に掲げるもののほか、調査会の業務の執行に関する重要な事項を議決する。

4 理事会は、調査会の業務を執行する。

(理事会の招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

(定足数)

第22条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、理事がその代理人を定めて権限を委任した場合は、これを出席者とみなす。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長とする。

(議決)

第24条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

(書面による表決)

第24条の2 理事長は、急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、会議にかえることができる。この場合においては、理事長は、事後に開催される理事会においてその結果を報告し、承認を得なければならない。

(議事録の作成)

第25条 会議の議長は、会議の議事録を作成し、保存しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席理事のなかから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が、署名しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第26条 この法人に評議員6人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任する。

3 評議員は、理事及び監事を兼ねることができない。

4 第17条の規定は、評議員について準用する。この場合において、この規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第27条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会の議長は、議長に事故あるときに議長の職務を代理する者をあらかじめ指名

しなければならない。

- 5 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じて審議し、意見を具申する。
- 6 第22条、第24条、第24条の2本文及び第25条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 7 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関する必要事項は、理事会で定める。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ出席した理事及び評議員の3分の2以上の者の同意を得て、かつ、主務大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

第8章 解散

(解散)

第29条 調査会は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を得て、かつ、主務大臣の認可を受けなければ、解散することができない。

(残余財産の処分)

第30条 調査会が解散した場合の残余財産は、それぞれ理事会及び評議員会の議決を経て、かつ、主務大臣の認可を受けて処分するものとする。

第9章 補則

(規程の制定)

第31条 前各章に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な規程は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第13条、第14条及び第16条の規定にかかわらず、設立者の定めるところにより、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条の規定にかかわらず、昭和47年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第21条の規定にかかわらず、別紙昭和45年度事業計画及び昭和45年度収支予算並びに昭和4

6年度事業計画及び昭和46年度収支予算のとおりとする。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和46年3月31日までとする。

4 この法人の存続期間は平成24年6月30日までとする。

附 則

この寄附行為は、寄附行為の変更についての主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、寄附行為の変更についての主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は寄附行為の変更についての主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

1 この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

2 この寄附行為の施行の日において、改正前の寄附行為第13条第1項及び第16条第1項の規定により選任され、現に理事及び監事の職にある者は、平成10年12月2日までの間に限り、この寄附行為第13条第1項及び第16条第1項の規定により選任されたものとみなす。

3 この寄附行為の施行の日以後において、新たに改正後の寄附行為第13条第1項及び第16条第1項の規定により理事及び監事に選出された者については、第17条第1項の規定にかかわらず、平成10年12月2日をもって、その任期とする。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。